

従業員について

No.	質問	回答
1	時給1,032円未満とありますが、この時給には資格手当等の諸手当は含まないのでしょうか？	<p>資格手当等の諸手当を含んだ時給となります。</p> <p>賃上げする賃金については「最低賃金法第4条に定める賃金」により判断することとしており、以下の手当等を除いたものになります。</p> <p>(賃金の計算から除外する手当)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期末・勤勉手当など、1か月を超える期間に対する手当</li> <li>・ 残業手当、休日勤務手当など、所定の労働時間以外の時間の勤務に対する手当</li> <li>・ 皆勤手当、通勤手当、家族手当など、出勤の状況や個人の事情に応じて支払われる手当 など</li> </ul>
2	月給で給与を貰っていますが、時給はどのように算定すればよいですか？	<p>最低賃金の計算方法と同様に、それぞれの企業で定める平均所定労働時間や所定労働日数により算定してください。</p> <p>なお、月給制の場合は、以下により時給を計算します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月給 ÷ 1か月の平均所定労働時間 = 時給</li> </ul> <p>※ 1か月平均所定労働時間 = 1日の所定労働時間数 × 年間所定労働日数 ÷ 12か月</p>
3	平日の時給は1,032円未満ですが、週末の時給が1,032円以上（休日加算ではない）となっている従業員の時給を64円以上あげた場合は対象となりますか？	<p>令和7年12月22日までに、平日または週末の時給のどちらかが1,032円未満であり、その低い時給で勤務した実績がある従業員は対象となります。</p> <p>ただし、両方の時給について、64円以上引き上げる必要があります。</p>

従業員について

4	平日の時給と、週末の時給（休日加算ではない）がある従業員について、平日は64円、週末は50円の賃上げをしました。この場合は対象となりますか？	週末の時給の賃上げ額が64円以上でないため、対象となりません。
5	県外の事業所で勤務する従業員は対象となりますか？	対象となりません。
6	産休や育休に入る従業員も対象となりますか？	賃上げ後、産休等に入るまで賃金を支給した実績が認められる場合は対象となりますが、復帰後に賃上げ後の賃金を支給していることが確認できること、今後1年間雇用を継続する予定であることなど、他の要件も満たしている必要があります。（別途確認のため、追加資料を求める場合があります。）
7	外国人技能実習生や、特定技能外国人についても、支援金の対象となりますか？	要件を満たしている場合は対象となります。
8	国の補正予算で支援される賃上げ分（医療・介護パッケージ、保育士・幼稚園教諭の処遇改善など）を受給しています。この場合は支援金の対象となりますか？	国の交付金との重複支給となることから、医療・介護パッケージ等で賃上げした分は含まないで賃上げ額を計算する必要があります。この場合は交付金を <b>含まない</b> で計算し、64円以上賃上げした場合は対象となります。 ただし、1,032円未満の要件については、最低賃金の計算方法と同様、上記の交付金を <b>含めて</b> 計算する必要がありますのでお気を付けください。
9	国の助成金などとの併用は可能ですか？	令和7年度及び令和8年度にキャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）の適用を受けた従業員または受ける見込みの従業員は対象外としますが、キャリアアップ助成金の他のコースや業務改善助成金等の他の助成金との併給は可能です。

従業員について

10	山形県の賃金向上推進事業支援金（賃金アップコース・正社員化コース）との併用は可能ですか？	賃金向上推進事業支援金の適用を受けた場合でも、要件を満たす場合は併給可能です。
11	アルバイトは対象になりますか？	週20時間以上勤務し、今後1年以上雇用する見込みがある場合は対象となります。
12	派遣職員は対象になりますか？	派遣先は対象となりませんが、派遣元が申請をするのであれば対象となります。
13	従業員に親族がいる場合は対象になりますか？	同居の親族は対象になりません。
14	家事使用人は対象になりますか？	家事使用人は最低賃金法の適用除外となるため、対象になりません。
15	時給の額は変わっていませんが、勤務時間を短縮したことにより賃上げとなりました。この場合は対象になりますか？	この支援金は、急激な賃上げに苦慮している中小企業・小規模事業者の負担を軽減するために支援するものです。単に勤務時間の短縮により計算上時給が上がった場合は対象になりません。
16	正規雇用労働者と非正規雇用労働者の違いは何ですか？	貴社の就業規則等で「正社員」として定義されている方が正規雇用労働者です。それ以外の雇用形態（パート、アルバイト、契約社員、嘱託社員など）で雇用されている方は、名称を問わず非正規雇用労働者に該当します。詳細は支給要綱の第2条（5）及び（6）をご確認ください。